



パート1

法改正対策

法改正&白書の集中解説

社会保険労務士
三宅 大樹
(山川社労士予備校)



2023年度（令和5年度）本試験に影響を受ける法改正項目の重要ポイントを科目別に取り上げます。解説の動画講義と併せてご活用ください。

- ・なお、翌月号（7月号）では、この法改正項目を踏まえた練習問題の掲載を特集予定です。本特集と併せてご活用いただけると幸いです。
- ・この特集の内容は、令和5年2月17日時点において、同年4月14日までに施行されることが確定している内容によります。これ以降に改正が確定した内容について、特に重要な改正内容がある場合には、補足として翌々月号（8月号）に掲載する可能性があります。予めご了承ください。

I 労働基準法

- 1 中小事業主に対しても、月60時間超の時間外労働の割増賃金の率を5割以上とする規定が適用されるようになった。
- 2 賃金の支払方法として、労働者の同意を得た場合、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）ができるようになった。

- 1 中小事業主に対しても、月60時間超の時間外労働の割増賃金の率を5割以上とする規定が適用されるようになった。

改正前後の条文比較

改正後	改正前（法附則138条）
(削除)	中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下である事業主をいう）の

事業については、当分の間、第37条第1項ただし書の規定は、適用しない。

試験対策上、注意したいポイント

- ① この改正により、事業規模にかかわらず、法37条1項但し書（月60時間超の時間外労働の割増賃金の率を100分の50以上とする）の規定が適用されます。
- ② 今まではこの中小事業主に関する適用除外規定があったため、法37条1項但し書の規定について、本試験で1回も問われたことはないのですが、今後は出題される可能性があります。また、この規定に関連して、法37条3項（月60時間超の時間外労働の割増賃金に係る代替休暇）の規定も、注意してください。

2 賃金の支払方法として、労働者の同意を得た場合、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）ができるようになった。

改正前後の条文比較

改正後	改正前（則7条の2）
(1)使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。<u>ただし、③に掲げる方法による場合には、当該労働者が①又は②に掲げる方法による賃金の支払を選択することができるようにするとともに、当該労働者に対し、所定の要件に関する事項について説明した上で、当該労働者の同意を得なければならない。</u> ①当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み ②当該労働者が指定する金融商品取引業者に対する当該労働者の預り金（所定の要件を満たすものに限る）への払込み ③<u>資金移動業者であって、所定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた者（「指定資金移動業者」という）のうち当該労働者が指定するものの第2種資金移動業に係る口座への資金移動</u>	(1)使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。 ①当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み ②当該労働者が指定する金融商品取引業者に対する当該労働者の預り金（所定の要件を満たすものに限る）への払込み （新設）